

手術に関する事項

厚生労働省の定める「医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術の施設基準」により掲示が義務付けられている手術の実施件数は次表のとおりです。

令和6年の件数

<区分1>に分類される手術 3件

○肺悪性腫瘍手術等 3件

<区分2>に分類される手術 1件

○靱帯断裂形成手術等 1件

<区分3>に分類される手術 0件

(該当手術症例 無し)

<区分4>に分類される手術 164件

○胸腔鏡下又は腹腔鏡下を用いる手術 164件

<その他の区分>に分類される手術 150件

○人工関節置換術 2件

○ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 26件

○冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術 37件

○経皮的冠動脈形成術	急性心筋梗塞に対するもの	4件
	不安定狭心症に対するもの	3件
	その他のもの	20件

○経皮的冠動脈ステント留置術	急性心筋梗塞に対するもの	7件
	不安定狭心症に対するもの	7件
	その他のもの	44件

※手術件数の掲示は施設基準をみたすための項目のひとつです。
(平成30年厚生労働省告示第63号「特掲診療科の施設基準等」より)
※施設基準とは厚生労働省が定めた基準をみたす病院のことです。

真泉会 今治第一病院

愛媛県今治市宮下町1丁目1番21号